

# 風水害

近年は集中豪雨<sup>11)</sup>が頻発しており、新川のような中小河川のはん濫が発生しやすくなっているため注意が必要です。

## 避難のタイミングと行動

### 集中豪雨の場合

- ①1時間に60～70mm以上の雨が降ることが予想される
- ②「大雨警報、洪水警報<sup>12)</sup>」が発表された
- ③新川、伊佐地川、花川などの河川の水位が上昇している
- ④浜松市から「避難勧告<sup>13)</sup>」が発令された

川を直接見に行かない！情報は自宅で確認！



例  
え  
ば

#### 周囲が浸水している場合や外出が困難な場合

自宅や身近な高い建物の2階以上など、できるだけ高い所へ緊急的に避難する



#### 周囲が浸水していない場合

避難所や身の安全を守る避難先（高台にある知人宅、自宅の2階以上などできるだけ高い所）へ避難する

### 台風の場合…暴風雨や高潮に注意

- ①台風が接近している
- ②「大雨警報・洪水警報」「高潮警報」が発表された
- ③浜松市から「避難勧告」が発令された

早めに避難所や身の安全を守る避難先へ移動する

沿岸部では、鉄筋コンクリート造の建物の上階へ避難する

台風通過中は屋外に出ない

## 避難のために知っておく情報

情報先	インターネット検索キーワード/ 携帯電話QRコード		入手できる情報
防災気象情報 (気象庁)	インターネット	防災気象情報 <input type="text"/> 検索	・注意報・警報 ・雨量データ など
サイポスレーダー (静岡県)	インターネット	サイポスレーダー <input type="text"/> 検索	・新川、伊佐地川、花川の水位・雨量 ・現在の河川のライブ映像 ・注意報・警報 など
	携帯電話 (QRコード)	携帯電話で右のQRコードを読み取ると、アドレス( <a href="http://sipos.shizuoka2.jp/m/">http://sipos.shizuoka2.jp/m/</a> )を認識します。	
川の防災情報 (国土交通省)	インターネット	川の防災情報 <input type="text"/> 検索	・河川水位・雨量 ・全国・中部地方の雨量データ ・注意報・警報 など
	携帯電話 (QRコード)	携帯電話で右のQRコードを読み取ると、アドレス( <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a> )を認識します。	

※気象庁の情報では、西区は「浜松市南部」エリアに区分されます。

11) 集中豪雨：短時間のうちに狭い範囲に集中して降る大雨

12) 警報：重大な災害発生のおそれがある時、警戒を呼びかけて行う予報。気象庁から、大雨警報、洪水警報、浸水警報、暴風警報、波浪警報（高い波）、高潮警報、津波警報などが発表される

## 避難する時のポイント

### 危険な場所には近づかない



・水ぎわは滑りやすく大変危険  
 ・増水した河川には絶対に近づかない

### 動きやすい服装・最低限の荷物



・避難する時は動きやすい服装で、最低限の荷物にする  
 ・長靴は水が入ると歩きづらくなるため、**運動靴**をはく

### 車は控えて歩いて避難



・車は**タイヤが隠れるくらい**の水深で浮き始めるため危険  
 ・また**渋滞の原因**となるため、災害時要援護者の搬送など、必要な時以外は使用を控える

### 避難する時は2人以上で行動



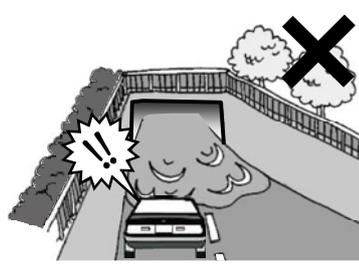
・隣近所で声を掛け合うなどして、**2人以上**で避難する

### 浸水箇所の歩行は注意



・濁った水で足元が見えず危険  
 ・**マンホール**や側溝を傘などで確認しながら歩く

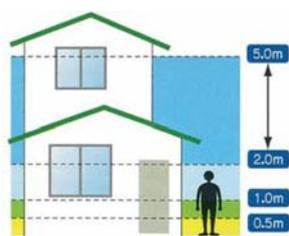
### 地下道に注意



・浸水しやすい**地下道**などの通行は避ける

**!** 気象情報や避難情報をこまめに確認し、避難先へ行く場合は日没前に行動しましょう。特に、停電時は街路灯や信号機が消えるため、夜間に外出するのは大変危険です。

## 住んでいる場所の危険性を知る



凡 例	
0～0.5m未滿の区域	黄色
0.5～1.0m未滿の区域	緑色
1.0～2.0m未滿の区域	青色
2.0～5.0m未滿の区域	濃青色



新川流域以外でも、伊佐地川や花川などの河川沿いも注意が必要です

注意：新川や新川に流れ込む川（堀留川、東神田川、九領川）が大雨によって増水し、はん濫した場合、深さ1m程度の浸水が予想されます。色がついていない場所でも雨の降り方によっては、浸水する可能性があるため注意が必要です。

出典：浜松市洪水ハザードマップ（平成19年）

13) 避難勧告：災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、避難のための立ち退きを勧めること